

「遺言書と後見人」

昨日は相続セミナーに多数ご参加頂き有難うございました。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、遺言書については、公正証書遺言を推薦する旨を以前申し上げましたが、認知症等により被相続人本人の遺志が伝えられなくなった場合、どうすればよいのでしょうか？この問題はここに来て急速に拡大しつつあるようです。答えは2つあります。1つは、認知症等になる前に遺言書を作成しておくことです。ただ、いつ認知症等になるかは予想できませんので、対応できない場合が想定できます。その場合に効果を発揮するのが後見人制度の活用です。これが2つ目の答えです。詳細については公証人役場でご相談ください。（相談料は無料とのこと。親身に相談に乗っていただけますので、先ずはお近くの公証人に電話をかけてみましょう。）

いずれにしても、法定相続人が複数の場合は有効な遺言書がその効果を発揮しますので、できるだけ作成されることをお勧めします。相続税が課税されるケースは5%弱（今後課税の拡大へ向けた法案が出てくる見込みです）と言われておりますが、相続は人の死がなくならない限り100%発生しますので、全ての人に関係することをお忘れなく！